

# ○津山工業高等専門学校企画会議規程

平成 29 年 3 月 21 日  
規 程 第 3 号

改正 令和 2 年 4 月 1 日規程第 12 号

(目的)

第 1 条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に，本校の管理運営の強化を図ることを目的として，津山工業高等専門学校企画会議（以下「企画会議」という。）を置く。

(職務)

第 2 条 企画会議は，本校の運営に関する事項のうち，校長が特に必要と認めた事項について，調査及び審議し，情報の共有を図り，及び必要な措置等を講ずる。

(組織)

第 3 条 企画会議は，次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事
- (3) 学生主事
- (4) 寮務主事
- (5) 副校長（第 2 号に掲げる者を除く。）
- (6) 専攻科長
- (7) 地域共同テクノセンター長
- (8) 国際交流センター長
- (9) 広報委員会委員長
- (10) 事務部長

(主催)

第 4 条 校長は，企画会議を主催する。

(意見聴取)

第 5 条 校長が必要と認めたときは，構成員以外の者の出席を求め，その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループの設置)

第 6 条 校長の決定に基づき，ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。  
(事務)

第7条 企画会議に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。